

(第8条抜粋)

○妙高市空き家情報登録制度実施要領

平成22年7月22日訓令第48号

妙高市空き家情報登録制度実施要領

(利用希望者の登録申込み)

**第8条** 空き家情報登録制度による空き家利用に関する登録を受けようとする者は、妙高市空き家利用希望者登録申込書（別記様式第7号）に誓約書（別記様式第8号）を添えて、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、次の各号のいずれかに該当している者を、空き家利用希望者登録台帳（以下「利用希望者台帳」という。）に登録し、その旨を妙高市空き家利用希望者登録通知書（別記様式第9号）により当該申込者に通知するものとする。

- (1) 空き家に定住又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) 空き家に定住又は定期的に滞在して、妙高市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できると認める者
- (3) その他市長が適当と認める者

**附 則**

この要領は、平成22年7月22日から施行する。